

群馬大学医学部附属病院臓器移植委員会規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成17. 4. 1 平成22. 4. 1

平成26. 4. 1 平成29. 6.13

平成30. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、群馬大学医学部附属病院臓器移植委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、本院において臓器移植を適正に行うことを目的とする。

(定 義)

第3条 この規程において、臓器移植院内コーディネーター（以下「院内コーディネーター」という。）とは、院内における臓器移植に関する知識の普及啓発及び臓器提供に関する情報の収集等を行う者をいう。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）等の運用に関すること。
- (2) 臓器提供に係る手順等に関すること。
- (3) 臓器移植等に係る支援体制の整備及び管理に関すること。
- (4) 臓器移植に関する啓発活動に関すること。
- (5) その他臓器移植に関する重要事項

(組 織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 内科系科（内科）から推薦された教員 若干人
- (2) 小児・女性系（小児科）科から推薦された教員 若干人
- (3) 外科系科（外科）から推薦された教員 若干人
- (4) 外科系科（泌尿器科）から推薦された教員 若干人
- (5) 感覚器・運動機能系科（眼科）から推薦された教員 若干人
- (6) 脳神経・精神・麻酔系科（麻酔科蘇生科）から推薦された教員 若干人
- (7) 看護部長
- (8) 院内コーディネーター
- (9) 事務部長
- (10) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第6条 前条第1号から第6号及び第10号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(倫理的配慮)

第10条 委員会の審議事項に関し、倫理上の問題が生じた場合は、群馬大学医学部附属病院臨床倫理委員会に諮るものとする。

(脳死判定委員会との関連)

第11条 委員会は、臓器移植に際し、必要に応じて脳死判定委員会と協議するものとする。

(臓器移植実施本部)

第12条 病院長は、脳死又は心停止下臓器移植の提供候補者が発生したときは、適正な臓器移植を実施するため、臓器移植実施本部を設置する。

(院内コーディネーター会議)

第13条 臓器移植の実施体制及び院内コーディネーターの活動について協議するため、院内コーディネーター会議を設置する。

2 院内コーディネーター会議について必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第14条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑 則)

第15条 この規程に定めるもののほか、臓器移植に関する必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、旧群馬大学医学部附属病院臓器移植委員会規程(平

成11年4月26日制定。以下「旧規程」という。)第4条第1号から第6号及び第9号に規定する委員である者は、施行日にこの規程第4条第1号から第6号及び第9号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第5条の規定にかかわらず、旧規程による委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。